

改正の概要

山口市建設工事最低制限価格制度実施要領（No.35）

1 要領名の変更に伴うもの

「山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱（試行）要領」の要領名の変更に伴い、条文中の要領名を変更するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日

山口市建設工事最低制限価格制度実施要領 (No. 35)

新旧対照表	
新	旧
<p>(最低制限価格算定調書の作成)</p> <p>第4条 工事担当課長（工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。）は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書（様式第1号又は様式第2号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱 <u> </u> 要領第10条第2号の規定により、最低制限価格を修正する。</p> <p>省略</p>	<p>(最低制限価格算定調書の作成)</p> <p>第4条 工事担当課長（工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。）は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書（様式第1号又は様式第2号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱 <u>(試行)</u> 要領第10条第2号の規定により、最低制限価格を修正する。</p> <p>省略</p>

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。